

優陀那輝師の淨顯義淨評に就て

小林 是 恭

一、緒 言

優陀那和尚は其著本尊廣辨及略辨に於て淨顯、義淨等の信仰を記して「眞言」の徒と評し、其所授の本尊問答抄を以て「權實相對」の書であつて、「本迹相對」の御書ではないといつてゐるのである。即ち聖祖の本尊義を、自ら解釋し給ふたと稱せらるゝ本尊問答抄は、一は其所授の人から觀て、一は所擧の經証から見て、一は所說の文面から見て、此の抄は聖祖の本意を盡し給ふたものではないとするのである。輝師の所示に従つて、彼の抄を觀、淨顯・義淨を考へれば、義淨等は清澄の住人であつて、未だ聖祖の弟子とはならなかつたのである。而も彼の山は、今日既に新義眞言宗に屬してゐる如くに、聖祖の當時の宗旨のいかんはともかく、今日迄遂に一度も本化の道場とはならなかつた。是れ畢竟淨顯義淨等が、本化の教徒とならなかつたからで、若し、彼等が眞に聖祖に歸依してゐたのであつたら、彼の山をも改轉せしめたであらうし、又彼等自身本化の弟子として許されたであらふ。然るに其事のなかつた事は、全く彼等が終生密徒で終つたからで、そふした者に教へ給ふ本尊義であるから、聖意を盡し給はぬのである。然し此は輝師の所見を肯定しての觀察であり、結論であつて、私は輝師の所見に疑なきを得ぬのである。以下些か所見の程を記して、賢者の教示を乞はんと欲するものである。

二、淨顯等への賜書に就て

淨顯等に與へ給ふた本尊問答抄が、輝師の謂ふ如くであるか否かを考ふる爲めには、先づ淨顯等の信仰が、果して輝師の觀る如くであつたか、淨顯等と聖祖との關係が、如何であつたか、淨顯等の爲人がいかがであつたか、等を考へて見ねばならぬ。然しこふした事を考へる爲めには、更に淨顯等への賜書を吟味せねばならない。そこで今日傳へられてる遺文によるに

一、(宛名に淨顯義) 善無畏三藏抄、(縮冊六九七、以) 報恩抄、(五一) 華果成就書、(二四)の三書である。

二、(義淨宛) 義淨房書(九六五)の一書である。然し右の外に「淨顯房」宛と考へらるゝものは、本尊問答抄である。

それは同抄に、「貴邊は地頭のいかりし時義淨房ともに清澄寺を出て於はせし人なれば」(一七八)とある。此の

「貴邊」とは、報恩抄(〇一五)の「各々二人は日蓮が幼少の師匠にて於はします、……日蓮が景信にあだまれて清澄山

をいでしに、をひてしのび出られたりしは……」とある一人で、それは明に淨顯房なのである。故に本尊問答抄には、

宛名を記してないが、淨顯への授與であることは明である。次に報恩抄送狀がある。それには「宛名」を「清澄御房」としてあつて、誰をいふのか分明でない。然し同送狀には(一一五)「御まへと義淨房と二人……」とあるから、是れ復

淨顯房を指すこと明である。かくして見ると、淨顯への賜書は前記の二書があるのである。然し報恩抄送狀は、宛名

は「清澄御房」(淨顯)一人であるが、實は義淨へも賜つたものであることは、前掲の文によるも、報恩抄の宛名の「奉

送安房國東條郡清澄山淨顯房義城(祖文には、淨城)房本」によるも明である。又本尊問答抄は淨顯が主になつてゐるが

彼の書に示された本尊義は、報恩抄と共に授與された本尊(報恩抄送)に關する教示であるから、矢張義淨と共に授與

されてゐることは、疑いなく、報恩抄と共に授與された本尊(報恩抄送)に關する教示であるから、矢張義淨と共に授與

されたものと拜すべきではないかと思ふ。こふして來ると、淨顯一人だけの授與書はなく、義淨へのみ一通の賜書がある。而してその書には、特に淨顯と共通なるべしと觀得るものがない。次に「清澄寺大衆中書」(七一三)がある。本書は宛名に「安房國清澄寺大衆中」とあつて、特定の人に賜つたものがない。その事は本書の追申(七四三)に「虚空藏の御前にと、大衆ごとによみきかせ給へ」とあるによつて益々明である。然しいかなる文書でも、必ず其を與ふる中心者がある。聖祖の消息文は、特定の人を目標とし給ふものが多いが、今の書は、稍一般性を帯びるものとして、他の個人宛のとは異なる。であるにかゝわらず、矢張その中心者がある様である。此の事は大衆には中心があるからで、其中心者が自ら代表的な意味になるのである。そこでかの書に中心を求むると、矢張淨顯、義淨ではないかと思ふ。といふのは彼の書的首めに、各人への書籍借用と、其携帶とを記された後に「淨顯御房義城等には申給ふべし」といふ文がある。此の文は、其前の事に就て、特に兩人に傳へられたのであらう。即ち聖祖の意を奉じて、書籍の借用集收到に從ふことゝ、それを無事身延へ届けることである。それが一つである。今一つは、此の文は更に下の「日蓮が度々殺害せられんとし」以下、本書に示し給ふ説示の中心對告衆の如くである。よつて此の文は所謂「結前生後」の格である。こふして觀ると、本書の中心對告者は、矢張淨顯、義淨でなければならぬ事になる。清澄寺の者、及淨顯、義淨を相手としての賜書は、以上であるやうである。そこで今一度解り易く示と。

- 一、(宛名に淨顯義淨とあるもの) 善無畏三藏抄、報恩抄、華果成就書、
- 二、(内容より淨顯義淨と推し得るもの) 報恩抄送狀、本尊問答抄、
- 三、(淨顯義淨を中心とし、ての賜書と思ふもの) 清澄寺大衆中書、
- 四、(義淨宛のもの) 義淨房書、

である。猶清澄關係の御書として、先輩の示す所によれば「當世念佛者無間地獄事(五〇)」聖密房書(二四)（以上二書の立正大學長著日蓮聖人の生涯、二八〇頁）及佐渡御勘氣抄(七〇)（類聚遺文の御消息文對告目錄）等がある。此の三書が擧げらるゝ所以は、念佛無間事は、其端書に「安房國長狹郡東條花房郷於蓮華寺對淨圓房日蓮阿闍梨註之、文永元年甲子九月二十二日」（錄外考文四全集本二七九頁）には西條郷とす。（西條が正しいと思ふ、善無畏三藏抄六四九往見）とあるからで、聖密書は卷末の追申(六五)に「これは大事の法門なりこくうざう菩薩にまいりて、つねによみ拜せ給べし」とあるからで、佐渡御勘氣抄は文末に(七〇)道善の御房にもかう申きかせまいらせ給べし、領家の尼御前へも御ふみと存じ候へども……とあるによるのであらう。これによれば以上の三書中「佐渡御勘氣抄」には宛名がないから不明だが、他の二書は何れもある特定の人に授與されたもので、共に清澄に關係ありと見らるゝのである。聖密房の傳記は明かでないが、上掲の文に、虚空藏菩薩とあることは、清澄寺の本尊たる虚空藏菩薩を意味する限り、彼は清澄關係の人とせねばならぬ。次に淨圓房の傳記も明でないが、「建長五年四月二十八日安房國東條郷清澄寺道善房持佛堂の南面にして、淨圓房と申者茲に少々大衆に……」（清澄寺大衆とあるによるも、又花房の蓮華寺は、古來清澄の末寺ともいはれてゐるから、若し淨圓房が蓮華寺の主僧であつたとすれば、清澄とは深い關係の人の様である。佐渡御勘氣抄が清澄方面の人へ與へられたものであらうとは、前記の文でも察せらるゝが、猶文中に「日蓮は日本國東夷東條安房國海邊の梅陀羅が子也」（清澄關係の書には）とあることも一証となし得やう。然し授與者は全く不明で、唯だ道善のことがあり、領家のこともあるから、文中の「各々なげかせ」とは、或は淨顯義淨をいふのではないかと想像してみる迄である。この様に三書を見て來ると、前に記した善無畏三藏抄以下の七書と、此の三書とは幾分の關係がある様である。猶前記の諸御書の外に今一書、法華題目抄がある。本書も宛名がないから何人へ賜つたのか明でないが、文末に「文永三年丙寅正月六日於清澄寺未時書畢」（五九）(大時本遺文に)

は、未時を末寺とし、従つて、文を於三清澄寺末寺一書畢とす、然し末は未の寺、とある。これによれば、明に法華題目抄は時の誤りであらう、猶之の事は拙筆日蓮聖人遺文全集講義第七上の如し

清澄での御執筆である。そこで本書の授與者が何人であるか、同書中からは發見し難い。唯だ女人成佛の事が多く記されてるから、女性へのものではないかとの想像からであらうか、古人は聖祖の「御伯母」とか、光日尼とか、民部少輔行光妻へとかいつてる(高祖遺文錄 解題三六)然しその何れもが確証あつての事ではない。中には道善ではないか(前記解題 日昇の說)といふのもある。此の道善説は清澄とあることから考へついたのであらうが、本書所説の女人成佛の事からすれば、少し距離がある様だ。又聖祖が清澄に居らるのであるから、道善とは面談し得る筈で、特に文書になさる事もなからう。要するに本書の授與者は不明であるが、清澄での執筆である點に於て、前記の諸御書とは異つた意味に於て注意を要するものと思ふ。

私は以上十一通の御書を清澄關係の御書としたのであるが、猶清澄方面に關係ある類例御書として、新尼御前御返事(一〇)以下六書を擧げて人(前記清水 學長の著)があるが、私の唯今の論題には直接關係せぬから略する。又清澄方面の事を傳ふるものには種々振舞抄(一一四)もあるが、前同様之を略する。そこで上記の諸御書は、一往清澄の信仰を上に、その動靜を理解する上に、多少とも關係ありと思ふのである。よつて、此等の御書を中心として私の論題を進めやうと思ふ。

三、前記御書の眞蹟存否及御執筆年次

前記の御書十一通を清澄關係の書としたのであるが、今御眞蹟の存否を検すと大略次の如くなる様である。

身延の日意上人の「大聖人御筆目錄」(山川氏著日蓮聖人研究 第二、五一九頁所掲)には「報恩抄二卷」と「聖密房書」との外に「清澄寺

大衆中書」(彼の書には御消息とし、其下に)の三書が傳へられてゐることを示してゐる。(同書には日意自身所持のものとして、報恩抄送狀を示すが、之は寫本ではない)大本遺文録には右三書は、共に「甲斐國身延山」(同本)に眞蹟の存在することを記し、「本尊問答抄」は「駿河岩本實相寺」(同本)に、眞蹟を傳ふることを記してゐる。然し他の七篇に就ては、眞蹟の所在を記さぬのはその不明をいふものである。所が縮冊遺文録では、延山所藏の前記三書に就ては、報恩抄の斷篇が他に所在することを示すだけで、他は所在を記さぬ。是は明治の初期、延山の炎上で前記御書を皆失つたからである。然して「本尊問答抄」に就ては、「岩本實相寺に傳ふる中老僧日源の寫本と、富士日興の親寫本とによつて校訂した」事を記してゐる。此によると、大本遺文のいふ實相寺のことは、日源の寫本をいふのだと思はれる。縮冊は法華題目抄の斷篇が、存することを示してゐるが、他の御書に就ては、大本遺文同様眞蹟の所在を傳へぬのは、矢張不明であるからである。その他の類纂遺文も、日蓮宗全集本も、法華題目抄及報恩抄に、御眞蹟の斷篇の傳ふることを記すが、他は縮冊等と同様である。但類纂は、本尊問答抄に何等いふことなく、全集本には實相寺本の奥書を附記し、又興師の奥書を示してゐるのが異なるのである。これによると、前記十一通の御書中、今日其斷篇なりと止むるものは、法華題目抄と、報恩抄だけである。従つて此の兩書だけは疑ひもなく聖筆である。本尊問答抄は聖筆の一篇でもない様であるが、興師の親寫といへ、源師の筆といへ、何れも我祖の直門であつて、源師の如きは其親寫の年代からしても、明に聖筆を底本としたと思はれるから、本書も亦何等疑ふべき餘地はないと思ふ。そこで今上記の十一通書に就て一往御執筆年次を見やうと思ふ。

當世念佛者無間地獄事	法華題目抄	善無畏三藏抄	佐渡御勘氣抄	義淨房書	清澄寺大衆中書	報恩抄	同送狀	聖密房書	華果成就書	本尊問答抄
卷首、文永元年九月廿二日	卷末、文永三年正月六日	卷末、文永七年	目次、文永八年卷末、十月	卷末、文永十年五月廿八日	目次、建治二年正月十一日 卷末、正月十一日	卷末、建治二年七月廿一日	卷末、七月廿六日	目次、建治三年正月 卷末、建治三年丁丑	卷末、文永元年卯月日	卷末、弘安元年九月二十日
同	同	同	目次、同上 卷末、十月日	同	同	同	同	目次、十二年ナシ 卷末、紀年欠	同	目次、弘安元年九月 卷末、紀年欠
同	同	同	縮冊 = 同	同	同	同	同	目次、大本同 卷末、紀年欠	同	目次、弘安元年九月廿日 弘安元年九月日
同	同	同	同	同	同	同	同	卷末、建治三年	同	同
同	同	同	縮冊 = 同	同	卷末 同上	同	同	紀年欠	同	同
五〇五	五八三	六九七	七〇一	九六五	一、三七〇	一、四五一	一、五一一	一、六五九	一、七二四	一、七九四

前記によつて、卷首又は卷末に御執筆の年次のあるものは、當世念佛者無間地獄事、題目抄、義淨房書、報恩抄、華果成就書、及び善無畏抄の六書である。その中善無畏抄には、「月日」はないが年號だけはあるから、大體御執筆の頃が推せられる。その他の御書は、年號の記載はなく、單に月日だけのものもある。又本尊問答抄は、縮冊では卷末に紀年を欠くが、其目次には紀年を記してゐるのである。これは全集本によれば、源師本には紀年もないが、補本として對照した朝師本に「弘安元年九月日」とあるから加へたといふ。それで問答抄の著作年次は明になるが、他の本に「九月二十日」とするは、何によつたか。類纂は大略大本遺文に依る様であるから、結極大本遺文が何によつて「二十日」としたかである。こふして來ると、佐渡御勘氣抄、清澄寺大衆書、報恩抄送狀、聖密房書の四書だけが、他に依つて御執筆年次を定めなければならない。報恩抄送狀が、報恩抄との關係上、建治二年の作で、同書末の七月二十六日の記によつて、之を建治二年七月二十六日とするに異存はないと思ふ。次に佐渡御勘氣抄は其の首めに「九月十二日に御勘氣を蒙て、今年十月十日佐渡の國へまかり候也」の記によつて、文永八年とするに差支はない。次に清澄寺大衆中書であるが、古人(鍵抄)には佐渡からの書とした人もあるが、文中に「如是眞言師蜂起之故申之」といひ、「今年は殊に佛法の邪正たださるべき年歟」(七〇三)とあるは、報恩抄送狀の「内々人の申候しは、宗論やあらずんと申せしゆへに」と同一事であらふ。果して然りとすれば、大衆中書は、矢張建治二年正月十一日の書となすべきである。終りに聖密房書であるが、縮冊、全集、普及の三本共に、其書末に年紀がないのに、大本及類纂本だけに建治三年とある。是は古の本にそふしたものがあつたので、大本はそれを依用したのであらう。然して他の書が、其目次に、建治三年とするは大本に従ひ、十二月とするも、或は大本により、或は他に見る所あつて削除したのであらう。而して此の書に就ては、その所記の内容から年次を思考すべきものを發見せぬ。

以上一往御眞蹟の有無、並に御執筆年次を検したのだが、御執筆年次は、前記の各本皆同一であつて、其間著しき相異を發見せぬ。然しそれは此等の諸御書の所示の教義、其他に關する内容的檢討を加へてのものではなく、唯一往諸先輩の編年示を觀たまでのものである。

四、前記御書に對する私見

前記十一通の書、今日猶御眞蹟の一部なりとも存する、法華題目抄、報恩抄の二抄は、何等疑問を挿むべきものがないと思ふ。本尊問答抄は御眞筆を止めぬとはいへ、前記の事から見て、又疑ふ餘地のないものと思ふ。報恩抄送狀は、報恩抄に示し給ふ(一五)様に、聖祖自ら道善房の死去を弔給ふべく出發し給はぬとすれば、當然使者を遣し給ふべく、其使者に托し給ふべき文書が有るべき事でもあるから、彼の送狀は、そのものとして見ても當然の文書であり、又彼の書中別に疑を入るゝ餘地のないものと思ふ。而も報恩抄の意とよく合するものでもある。であるから、私は彼の送狀は、或は文字に少しの増減は(全集本三、一九)あるかも計り難く、文字の讀み方に相異等はあらうが(例は縮冊には「嵩もりの頂」とあり、大本には「山ノ高ミ森」とある)矢張御眞筆と思ふのである。次に當世念佛者無間地獄事も御眞筆と思ふ。(拙著日遺文全集)更に善無畏三藏抄であるが、本書と類似の名稱を有する「善無畏抄」(一三四二、建治元年の部にのる、但し講義七上)真蹟ありとは別である。本抄は御眞蹟を傳へぬが、私は内容等から、別に疑を懷き得ぬから、矢張御眞筆と思ふ。されば、當世念佛者無間地獄事、法華題目抄、善無畏三藏抄、報恩抄、同送狀、本尊問答抄の六書に就ては聖祖の御眞蹟なりと信するのである。然し他の五書には幾分の考ふべきものがある。

第一佐渡御勘氣抄(自七〇一)至七〇二)である。本抄の初めに「九月十二日に御勘氣を蒙て、今年十月十日佐渡國へまかり

候也」とあるが、此は佐渡着ではなく、佐渡への出發でなければならぬ。といふのは、寺泊御書（六九）には「今月（十月也）十日起相州愛京郡依智郷」とある。これによれば御勘氣抄の文は、五人土籠御書の「今月七日さどの國へまかるなり」とある如く、「今年十月十日佐渡國へ行く」の意でなければならぬ。従つて本書は、佐後のものではなく、御出發當時のものでなければならぬ。次に本書中に「日蓮は日本國東夷東條安房國海邊の梅陀羅が子也」とある。聖祖が故郷房州方面へ賜つた御文書には、よく、この様な文字が記されてる。例せば善無畏三藏抄には「日蓮は安房國東條清澄山の住人也」（六四）とか、「日蓮は安房國東條片海の石中の賤民が子也」（六四）とある如く、又新尼御前御返事に「日蓮は一閻浮提の内日本國安房國東條郷に始て此正法を弘通し始たり」（九三）とある。其所で善無畏抄及新尼抄共にいかにも自然の書き方であるが、御勘氣抄の文はそれに比して少しく奇に涉る様である。然しだからといつて此れが後人の筆だと速断は出来ない。其所で私は本書は寺泊御書の前に移すべきでないかと思ふのと、故郷の記述が、他の抄にあるのに比して、少しく奇異の感じがする、といふだけを述べるのである。だが、此れを以て偽作よばはりをするものではない。

第二に義淨房書（自九六五至九六六）である、淨顯義淨の二人は、報恩抄、（〇一五）本尊問答抄（〇七）によるも、善無畏三藏抄の宛名からするも、殆ど異體同心の如く觀られてゐる。然して、淨顯房へは單獨に賜つた書を傳へぬが、義淨のみに本書がある。是は現存文書を中心とするからで、不傳書、紛失書中に、或は淨顯單獨の賜書があつたかも知れぬ。故に義淨單獨の書だからといつて、此を疑ふことは出来ぬが、一往思考さるべき點はある。次に所示の教義であるが、彼の書は、大體天台大師所弘の法は、十界互具百界千如一念三千の法で、それは摩訶止觀所明の法である、といふこと、日蓮所弘の法は、壽量品の事の一念三千の三大祕法であるといふにある。即ち天台所弘の法と、聖祖所弘の法

とを要示されたものである。而も其の三大秘法は壽量品の「一心欲見佛不自惜身命」の文によるものである。而して此文の「心」とは天台の解釋によれば「一月三星心果清淨」の義であり、日蓮に於ては「一心欲見佛」の五字は、そのまゝ「妙法蓮華經」の五字である。故に經文は「此五字を弘通せんには不自惜身命」たるべしといふのである。然して此の五字即ち一心欲見佛とは、吾等がそのまゝ無作三身の佛だといふことである。此の義を得るは「天台傳教にも越へ龍樹迦葉にも勝れ」るのであるとある。本書に於て第一に注意すべきは、其教義が我が國中古天台の思想を取入れてることである。次に、聖祖の弘め給ふ法を示す文中に「其故は壽量品の事の一念三千の三大秘法を成就せる事此經文（一心欲見佛不自惜身命の文をさす）なり可秘々々」とある。此所に「事の一念三千の三大秘法」といふ語がある。祖文中「三大秘法」の成語のあるは今の文の外には、三大秘法抄（二〇）の文中に二ヶ所あるのみの様である。古來の所説によれば、三秘開顯は佐後である。今御眞蹟所存の御書を拜するに、本尊と題目とは本尊抄に明し給ふ所であるが、戒壇の事は法華取要抄（四二）にその名を示すも未だ之を説き給ふてはぬない。現存遺文中、本尊と題目とに就ては、此を説き給ふ事頗る多いが、戒壇のことは誠に少い。本尊抄に戒壇の事なきは明で、報恩抄にすら其名あつて其説がない、（一五）唯だ之あるは三大秘法抄のみである。然し彼の抄には眞偽の論ある世人のよく知る所である。この様に三大秘法は聖祖の教義の最重要事であつて聖祖の御文書にも此を要視し給ふるのである。従つて古來から彼の本尊抄送狀に示し給ふ所の如く、又報恩抄送狀にある如く、何れも至深の注意を促し給ふたとなす所のものである。さて今此の書に「三大秘法」とあるに就て考へて見やう。三大秘法といふことは、聖祖門下の後の者は、一様にそれは本尊、題目、戒壇の三であることを承知してゐる。然し御在世の當時の者は明かではない。聖祖から何らかの方法によつて、教示を仰がねば解らぬことである。然るに今「事の一念三千の三大秘法」とのみあつて、それがいかなるもの

で、いかなる内容のものか少しも説いてない。それであるから此の「三大秘法」の成語は、彼義淨の既に知る所であり、其何ものが三秘であり、それがいかなる意味のものであるかを大略承知してゐるものでなければならぬ。然らざれば此の様な成語は全然意味をなさぬ。處が義淨は果して聖祖の三大秘法を知つてゐたらうか。報恩抄（一五）に、天台、傳教等未弘の法として「本尊、題目、戒壇」の名が示されてゐる。而して彼義淨（淨顯も）に興へ給へる現存御書中、三秘を説き給ふものは、全く此の報恩抄一篇である。此の報恩抄及その送狀と共に遣はされたる本尊に就て、更に質問を發して答釋を願ひ出た結果、授興されたのが本尊問答抄である。此の事からすれば義淨は當時（本書は文月二十八日）未だ三大秘法なぞいふ成語はもとより、何ものが三秘で、それがいかなる意味を有するか等の深意を了解してゐなかつたと思ふのである。又報恩抄によるに、彼の抄には未だ三大秘法の依文が示されてない。又法華取要抄同様である。だのに今抄に之が示されてゐる。誠に奇とすべきではないか。其他幾多の疑を擧げ得るが、要するに、本抄には三大秘法とは何かといふ説明が少しもない。（是二）義淨等へ與へられた書中、御眞筆を傳ふるものでは、報恩抄にのみ本尊戒壇、題目の正像未弘を明し、幾分の説明はあるが、三秘の依文指示がない。即ち報恩抄との關係が考へられぬ。（是三）本抄の如き指示は、既に三大秘法を大體了解してゐる者に示すべきもので然らざる者には意味をなさぬ。然るに義淨は其所迄致つてなかつたばかりでなく、他の有力な弟子達等も猶よく了解してなかつたであらうと思はれる。文永十年四月の本尊抄にすら、三大秘法の成語なく、戒壇の説明がない。然るに僅か一ヶ月後の本書に「三大秘法」の成語あり、而も義淨が三大秘法を既知してるとは考へられぬ。（是三）眞蹟所在の御書中、本尊、戒壇、題目の三名の見ゆるのは法華取要抄が最初であつて、其れ以前の書には三名を一具に擧示し給ふものがない。然るに義淨が既に此を知るとは思はれぬ。（是四）本書は口傳書相傳書の類であつて、其所に示す「可秘々々」の意は、本尊抄送狀（九

五七)の「當身の大事」「秘_レ之見_レ無_二者_一所_レ被_レ開_二拓_一之願歟」「迹塵勿_レ讀_レ之」との戒告とは其意異なる。即ち本尊抄の意は、慎重であれ、熟慮せよ、誰れにでも讀ますといふことはするな、といふ意である。所が本書の意は、全く唯授一人の意で、所謂秘密相傳の意である。又本書の今の句は、報恩抄送狀(一五二)の「又此文は隨分大事の大事ともかきて候ぞ、詮なからん人々にきかせなばあしかりぬべく候」とあるのとも異なる。此の文は、本尊抄送狀と其意を同じふするが、本書の「可秘々々」とは異なるのである。此の様に本書は全く秘傳書、口傳書の類で、聖祖が、本尊抄又は報恩抄を重視し給ふものとは異なる。従つて、聖祖が、特に義淨の爲に、かゝる秘書を授與し給ふとは思はれぬ。(是五)本書の思想は中古天台の口傳法門と通するものである。是の様な思想は、五大部を初め、眞蹟を傳ふる御文書中に餘り見ぬ思想である。(是六)又本書中に「就中傳教大師は天台の後身にて渡らせ給へども、人の不審を晴さんとや思食けん、大唐へ決をつかはし給事多し」とある。これは傳教の入唐還學を記すのであるが、文に「大唐へ決をつかはし」とは、何を意味するだらう。私は之は唐決をさすのだと思ふ。唐決とは、後世の天台徒が盛に使用した事で、彼の修禪寺決もその一なのである。されば此の文は明に後の口傳法門を基礎として、綴られたものでなければならぬ。(是七)以上大略七ヶの疑問を擧げたが、私は此れによつて、本書が果して聖筆なりやを疑ふものである。尤も第六、七の兩條に就ては、更に説明を要すると思ふが、他日を期することにする。

第三に清澄寺大衆中書(自一三七〇至一三七四)である。此の書は前書の如くではないが、些か所見を述べて更に考へて見たと思ふ。本抄は書籍の集收、虚空藏菩薩の靈驗による自解佛乘と其報恩、並に清澄寺大衆への警告との三段からなつてゐる。其中先づ第一に、本書の初めに「抑企參詣候ば」とある「參詣」の文字である。この文字は聖祖の御草庵を訪問する、又は御住所に參堂するといふ意以上に、信仰的意念を以て登詣する感じをもつ語である。即ち今日普

通にいふ參詣の意たる「參拜往詣」と同一意である。聖祖が「來れ」の意をかくいはれたのか否か明でないが、私には此の語は、身延が相當の構を保持した時、或は一山の靈場たることを示さんとする時に使用さるゝ語の如く思はれるのである。御草庵當時の身延が過ぎて、次の諸山對立的な狀勢が顯れつゝある時の身延が想像さるゝのである。參詣の文字は獨り本文だけではなく、他にもその文字の使はれてる御書がある。四條書（一九）に「今此所も如此佛菩薩の住給功德聚之砌也……然るを毎年度々の御參詣には無始の罪障も定て今生一世に消滅すべきか」とある。又南條兵衛七郎書（二〇）には「彼月氏の靈鷲山は本朝此身延の嶺也、參詣遙に中絶せり、急々に可企來臨是にて待入候べし」とある。又同書の端書に「是の所勞難儀のよし聞候いそぎ療治をいたされ候て、可有御參詣候」とある。以上兩書共に御眞蹟を傳へず、而も共に身延靈山を示してゐるのである。所が眞蹟を傳ふる忘持經書（八五）には「然後尋入深洞見二庵室法華經讀誦音響青天、一乘談義言聞山中」とある。彼此相比して、誠に隔りがあるではないか。私は此の參詣の文字は、奈何も聖祖當時の身延にはまだ幾分の隔りがある様に思はれるのである。猶聖典大辭林に、清澄から身延へ學生が送られてる様だ、との推測に、此の參詣の文字が思考されてる如くだが、私はそれは果してどうかと思ふ。

次に、本書の追申に「このふみは、さど殿と、すけあさり御房と、虚空藏の御前にして、大衆ごとによみきかせ給へ」（さど殿のを、さどの助の阿闍梨と讀）とある。此の文は佐渡殿即日向上人と、助阿闍梨とが、虚空藏菩薩の前で一山の大家に讀み聞かせよ、といふのである。所が、此の文は、報恩抄送狀の文と全く反對である。報恩抄は、日向上人に持參せしめられたと傳ふのである。（諸傳記略）其の日向に持たされた報恩抄送狀には、前記の注意、即ち「詮なき」人に聞かせては悪いとの事の後に「設タテマさなくとも、あまたになり候はぶ、ほかさまにもきこえ候なば、御ため、

又このため、安穩ならず候はんか。御まへと義淨房と二人、此御房をよみてとして、嵩もりの頂にて二三遍、又故道善御房の御はかにて一遍よませさせ給ては、此御房にあづけさせ給て、つねに御聽聞候へ。たびくになり候ならば、心づかせ給事候なむ」とある、に比して著しい相異である。送狀の文意は詮ない人には聞かすな。多くの人が知る様になつては、自然外部にも漏れることになる。そふなつては貴殿等の爲めにも、是の法門の爲にも、安穩でなからうと思ふ。されば汝等二人は此の御房を讀手として、嵩もりの頂で二三遍、道善御房の御墓で一遍だけ讀んで、後は此の御房に領けて時々聽聞せよ」といふのである。此は當時の清澄の情勢を考慮されたからであらうのに、此の送狀から七ヶ月前の大衆中書には、同一日向上人をして、堂々と大衆の前で披露せよとは餘りの違ひ方である。それも此の書が報恩抄以後ならばともかく、前であるだけに、より一層奇異の思がするのである。尤も此の書には、清澄一山の者は、日蓮の恩を忘れてはならぬ（七三）事が記されてるから、追申の如く示され、報恩抄は道善といふ個人を對照とするから、との考がないでもない。いかにも尤の様だが、送狀に示さるゝ程の注意深い聖祖が、本書では餘りに明け放してあることが、何としても通じ兼ねるのである。清澄の様子は、送狀のが眞であるとする、本書のは疑はざるを得ず、本書の情勢を眞とすれば彼の送狀を疑はねばならぬ。然し私は送狀のが眞であると思ふ。第三に書籍の集收及宗論の事である。此の事は報恩抄送狀にも類似の事があり、特に「宗論」の文字が使はれてゐる。だから別に疑もない様だが、彼の送狀には、書籍集收到、淨顯義淨等が關係してゐる様には見えない。即ち送狀には、他の弟子達がそれに奔走してゐることは記されてるが、それは寧ろ、その事を淨顯等に通じて、聖祖の身延を發足し給はぬ理由にされてるのであつて、淨顯等に集收を命ぜられてゐるのではない。又宗論のことも噂さ（確實な）として傳へられた（淨顯等へ）のである。然るに此の送狀よりも七ヶ月前の本書に、その事がある。その爲めに書籍の集收借用となつてゐるのである。

而も其所には明に「眞言師蜂起」とあるのである。兼知未萌の聖人であり、文應の時既に内外の亂を豫言し給ふ聖祖だから、七ヶ月前に其の情勢を察し給ふに不思議はないとも考へられる。然し報恩抄送狀の稍急々な筆致からすれば、本書の今の事は何となく、そぐはぬ氣がする。以上三點即ち一は參詣の文字に就て、二は追申の文に就て、三は本書の首にある圖書集收及宗論に就て、本書が報恩抄送狀と異なる點、並に身延靈山の思想が想起さる點からは是の書を不審したのである。猶景信の暴惡の記事も、報恩抄(一一五)、本尊問答抄(一七八)、新尼書(九三〇)等の記事よりは、具體的なものとして要視すべき事の要である。然し本書にのみこの様な具體的記事があつて、他の文書には唯だ「地頭のいかり」(問答抄)、「景信に怨まれ」(報恩抄)とのみである。是の相異の故に、大衆中書を疑ふことよりは、或は其事件の唯一の具體的記事として、重視すべきものかも知れない。かくして見ると、私は本書の眞偽はともかく、少くとも前記の三點だけは何とか考へて見ねばならぬ事ではないかと思ふ。此の意味に於て本書は注意を要するものと思ふ。

第四に聖密房書(自一六五九至一六六五)である。本書は前にも記す如く、卷末の追申によつて、聖密房が、清澄關係の人であらうと想像されるだけで、文中には何等そふした意味のものを見出さぬ。本書は善無畏を中心としての眞言破が主旨であるが、其の破邪の意氣の頗る弱きものがある。即ち文に「問云小法師一人此惡言をはく如何、答云日蓮は此人々(弘法慈覺等)を難ずるにはあらず、但不審するばかりなり」(一六三)といひ、「上の問答等は、當時は世すえになりて人の智淺く慢心高^キゆへに用る事はなくとも、聖人賢人なども出^テたらん時は、子細もやあらんすらん、不便にをもひまいらずれば、目安^{ヤス}に注せり。御ひまにはならはせ給べし」(一六五)と。いかにも弱い語調である。之を開目抄、報恩抄等の破折に比するに、非常な相異である。開目抄の天馬空を行くの概あるに比し、報恩抄の碎いて猶止まざるに對して、いかにも弱々しい思がする。これが聖祖の語調であり、意氣であるであらうか、(是一)又眞言の印眞言の事に對して、

法華經の二乗作佛が同じく事であることを説いて、「二乗作佛の事法をばとかすと申して、劣る印眞言をとける事法をば、勝たりと申は……」と示してある。二乗作佛は確に事實であるに相違ない。然しそれは眞言の所謂事ではない。然るに今文の如き説明は共に事たる語に於て、一であつても、彼の事に對すべく、此の様な事を以て其勝劣を論ぜられた御書は、他に餘りない様に思ふ。報恩抄にもこふした語法での比較勝劣の説はない。而も「法華經には印眞言なければども二乗作佛劫國名號、久遠實成と申、きぼの事あり」(六一六)とあつて、二乗作佛、久遠實成共に事としてあるのである。これは共に事實である點に於て事ではあるが、法門的事とは異なるのである。(是二)次に本書には「久遠實成は一切の佛の本地譬へば大海は久遠實成、魚鳥は千二百餘尊なり。久遠實成なくば千二百餘尊はうきくさの根なきがごとし……」(六一六)とある。是は天台の所謂開會の法門とか、圓頓義齊の意を、そのまゝ開迹顯本の場合に迄押進めたものである。此れに似たことが善無畏三藏抄にある。即ち「佛には常平等の時は一切諸佛は差別なけれども、常差別の時各々に十方世界に土をしめて有緣無緣を分ち給ふ」(六一六)と。此れによれば本書の今文は其常平等なるもの、一面である。所で彼の抄は常差別面を立脚とし、而も其上に釋尊の三徳有緣を明して吾等の歸着を示されてゐる。然るに、本抄では全く反對で、今の文の次に「天台宗の人々この事を辨へずして眞言師にたばらかされたり」とある。即ち眞言の千二百餘尊は、皆久遠實成の中のものであるのに、それを忘れた天台の學徒は、久遠實成の外の千二百餘尊に合掌敬心してるといふのである。聖祖は釋尊と大日とを同視することもいかぬとされた。報恩抄では大日は南の下座の者だ(七一四)といはれ、善無畏三藏抄(七一四)には「大日如來は釋尊の分身也」とある。この様に、常に峻嚴な別を以て教を起て給ふ聖祖が、常平等的な今の言あるは、其義甚だ弱く、あまりに妥協的だといはねばならぬ。尤も今文の下には眞言等を破し給ふてはゐるが、其思想的立脚が前掲の如くであるから、其義も弱く、従つて前に掲

げた「問云」の文の如き語勢となり、意氣となるのであると思はれる。(是三)以上の外更に考へられ得る事もないではないが、少時以上に由るも、本書は思考さるべき御書であると思ふ。而もこふした御書の追申に「これは大事の法門なり」と記してあるのである。これによれば、聖祖の破折は唯だ「不審」を吐露するに過ぎず、後の賢人のためにいふものであることになる。終りに本書中には柿本人丸の歌として、後世の歌人が尊重した「ほのぼのとあかしのうらのあさぎりにしまかくれゆくふねをしぞをもう」の一首を示し、「今の人、歌よめりと申て」この歌を擧ぐとも、人は信用せぬといふ事がある(六一)これに似たことが、法華大綱抄(續集)に出てゐる。柿本人丸の此の歌が、いつ頃から歌の父母(今の文には紀貫之等がそふいつたとあるが)として、一般的に重視されたか明でないが、或は歌道にも口傳秘事を貴ぶ様になつた頃のものではないかと思ふ。私は歌道には全く門外であるが、此の事は或は本書を考察する有力なるものとなるかも知れぬと思ふ。是れも亦本書に就ての一思案と思ふ。以上四條茲に讀者の高教を仰ぐ。

さてかく書いて來ると、讀者中には、先の清澄大衆中書も、今の書も、共に延山日意師の録にあり、而も聖筆とされてゐるではないか、といふであらう。いかにもそふだ。そこで問題は意師の筆になるものが凡て延山所傳の御眞蹟を擧げたのか、或は他からの傳寫をも記したのか、其邊の事も研究を要することだが、私はまだそこ迄進んでいない。だから、今は私の愚見を吐露するに止むるもので、若し意師の所傳が凡て御眞蹟であることが明になれば、私の疑問は一切解散される事で、従つて、前記の二書は、そのまゝ御眞蹟として拜さるゝのみか、私はその觀點を改むるであらう。されば私は一往私の所見として此所に記すに止める。

第五に華果成就書(二四)である。此の書は、報恩抄拜讀の報告に、答へ給ふものであるかに思はれる。而して其中には、暗に道善房を安立行菩薩となすものがある。即ち「日蓮は草木の如く師匠は大地の如し、彼ノ地涌の菩薩の上首四

人にてまします、一名上行乃至四名安立行菩薩云末法には上行出世し給はゞ、安立行菩薩も出世させ給べき歟」とあるが、それである。然し安立行は、上行の化導を助くるもの、或は俱に精進するものである。然るに道善房はそふではなかつた。されば今の抄の末に(一七)「經云示衆有三毒」又現二邪見相一我弟子如是方便度衆生云々と。是れ明に道善房を以て、權者となすものである。然るに、本尊問答鈔(一八)には道善の死後を明して「地獄まではおおはせじ、又生死をはなるゝ事はあるべしとおおはせず、中有にやたゞよひましますらむとなげかし」とある。今の書とは全く異なる。而も問答鈔は、本書よりは後の御書である。安立行なるべしとされ、道善の行爲は權者の所爲とさるゝ聖祖が、奈何して問答鈔の如き實感的思想が述べらるゝであらう。一人で二種思想を同時に明すとは、聖祖の場合には特に考へられぬことである。なる程一往權者實者としての會通はつく。然し聖祖の眞の御思想は何れであつたらう。又此の書を拜し、本尊問答鈔をも手にした淨顯等は、それをいかに解釋したであらう。こふ思ふと、矢張本書は疑はるゝものを有する。

以上五書、之を要するに、佐渡御勘氣鈔は、疑ふといふよりは其編年を改むべきでないかと思はれ、清澄大衆及聖密書は、意師の所傳が御眞蹟を傳ふるものである限り、御親撰として拜せらるべきである。かくして、残りの義淨房書と、華果成就書は、何としても疑ひなきを得ぬと思ふのである。かくいつたからとて私は徒らに御書を偽作呼ばはりするものではない。私は研究の途次にあるのであつて、此が結論ではない。唯だ私の疑問をそのまゝ提示して大方の示教を求むるのである。

五、淨顯等の信仰又爲人

上來十一通の御書に就て検討する所あつたが、その中淨顯等の事を比較的よく傳ふるものは、報恩鈔及び本尊問答鈔の兩書である。他の文書は兩書程ではない。其所で、先づ清澄一山の信仰が何であつたか、を檢せねばならぬが、それは既に清水、山川兩學匠によつて明にされてるのである。(清水學長には、双椶學報、及前記の書に、山川氏のは同氏の日蓮聖人研究第一卷)故に此所に駄足を加ふる事はない様である。要は、聖祖當時の清澄は、寺としては天台法華宗に屬してゐたのである。然し道善房は、安心を彌陀念佛に置いたのである。この事は善無畏三藏鈔(六四九以下)、報恩鈔(一五)、本尊問答鈔(一七八)の所示によつて明である。即ち道善房は、文永元年十一月十四日西條華房の蓮華寺で聖祖に會はれた時は、彌陀佛を五體迄造立した程の「念佛者」であつた。然し聖祖の強折を受けられた師は、その後徐々に信仰も變つて、文永七年の頃には、反て釋尊像を造る迄になつたのである。(善無畏三藏鈔、六四九以下)然し其後は又退轉し、聖祖の佐渡流罪中は遂に一度も慰問し給はなかつたのである。(報恩抄一、五〇〇)その後も同様であつた様で、建治二年の夏死去し給ふ迄、遂に不決定であつたのである。(報恩抄)聖祖によれば、道善房は「愚痴」(六四九)の人であり、「臆病」(一五)の人で、「清澄をはなれ」(同上)まといとされた人である。而も東條景信を恐れ、圓智、實城の恐迫(一五)に應じた人である。がそれ等の人々が幸に早く死んだので道善房の信仰も幾分聖祖へ傾いたのではあらうが、周圍の事情は猶道善房に斷固たる決心を促さしめなかつたのではないかと思ふ。彼の新尼御前御返事(九三)に示し給ふ事に省察するに、領家の尼が本尊を授與されなかつたは、全く其信不決定からである。然して其領家は、聖祖と至深の關係があつたのであるし、又清澄とも深縁があつたと思はれるのである。其尼の信不決定が、矢張道善に影響し、清澄一山に關係したと思ふのである。然し其の新尼が

本尊を頂いてるのは、其信仰がやゝ確かだと見られたからである。こふした事情が、文永十二年頃の清澄の概勢でなかつたかと思ふ。即ち文永元年頃迄は全くの念佛的安心者の山であつたが、爾後漸次に變化して（法華題目抄著述當時は聖祖は清澄にゐられた、同抄末紀）文永七年頃には法華信仰の曙光が見えて來た。それも東條景信既に死し、圓智、實成等の有力者も、有力な支援者たる景信を失つて、其勢力が次第に失墜したか、或は死んだかしたので、山の情勢も大分明るくなつたのであらう。所が文永八年聖祖の流罪となつたので、彼等は一は自營的にも、他は聖祖を以て法華經の行者ならず（開目抄は此の暗迷を破するためである）とする意からも、再び逆轉したのではないかと思ふ。是れ即ち道善房が佐渡へ慰勞のたよりをせなかつた（一五）理由であらう。又佐渡御勘氣鈔（七〇）に「領家の尼御前へも御ふみと存候へども、先かゝる身のふみなれば、なつかしやと、おぼさざるらんと申ぬると」あるのだと思ふ。こふした一大事の爲めに、非常な刺激を受けて退轉したのではあるが、聖祖が無事歸倉されたので、亦復情勢の變化を來したのであらうと思ふ。そうして建治二年道善房の死後、淨顯が一山の中心者となつたのではないかと推する。淨顯が一山の主になつたのは、何も道善の死後でなく、その前であつたかも知れぬ。それはともかく、淨顯等の時が來た様でも、一山は猶聖祖の教に従つたのではない。それは前掲の報恩鈔送狀の文に照して明である。即ち文永八年から急に旗色を盛りかへした念佛信者も、聖祖の歸倉によつて再び弱勢となり、反對に淨顯等の勢が出て來たとはいへ、未だ一山を指導する迄にはならなかつた。否反對者の勢力は、容易に輕視するを許さぬものがあつたと思はれる。此れが建治二年頃の清澄の情勢だと思ふ。

さて次に、淨顯、義淨等であるが、兩者は聖祖の先輩ではあるが、聖祖の意に同じで、東條との事件には、聖祖を追ふて下山したのである。この事は、彼等が其信仰的にも聖祖に依つた事を意味するので、聖祖が「天下第一の法華

經の奉公なり、後生は疑をはすべからず」(一〇一)といはるゝ所のものである。されば淨顯義淨の兩師は、早く既に法華經の信者であつたのである。この事からすれば、彼の文永元年花房での道善房對聖祖の面會も、道善其後の信仰の變化も、彼等の力があつたのではなからうかと想ふ。かくして見ると、彼等兩人は、其勇氣に於て、其純信的な點に於て、遙に道善に勝るものがあつたのである。此れ又聖祖が彼等に本尊を授與し給ふた所以である。若し彼等の信仰が不純であつたら、領家の尼の如くに(九三)、一谷入道の如くに(八一)容易に本尊は授與されぬのである。此の一事を以てするも、淨顯等の信仰の程が解る。又其思想も報恩鈔を通じて、彼等が其以前に所有した教養の程も、窺知し得るのである。而も報恩鈔を賜つた彼等は、更に其思想を深めた事と思ふのである。而して其思想は、無論聖祖の思想である。

六、輝師の論評に就て

上記によつて、淨顯等の信仰、思想の程が大體了解されるところと思ふ。其所で、輝師が彼等を以て、眞言徒とし、密徒とすることが、東台兩密何れの意であつても、等しく淨顯等の思想信仰ではないことが解る。即ち輝師の斷定は失當である。次に本尊問答鈔が、權實判の御書だといふことである。なる程彼の書には壽量神力兩品の文は示してない。然し引文がないから迹門的だとは獨斷である。而も其意、淨顯等を密徒とする前提に出づるをや。彼の書には所示の本尊義は日蓮の「私義」ではなく、釋尊天台の指南であるとある。然るに師は「私義」を「聖意をつくさざる」の意とするは全く當を得ざるものである(この事大崎學報九〇號、淺井要麟氏の所指の如し)。一體本尊問答鈔は、本尊義を説明し給ふ以外の部分は、文に長短はあり、説に具略はあるが、報恩抄と殆ど同一である。試に左に表示しやう。

問 答 鈔

1797 問云弘法大師以下

1798 又慈覺大師以下

" 智証大師以下

1799 「答夫」以下妙樂の事

" 「日本國」以下

1861 末の、「然に日蓮」以下

1804 「柳人王」以下

1807 「故道善」以下

1807 「此御本尊」以下

報 恩 鈔

1451 及1471の意に同じ、

1472 慈覺大師以下に、

1473 智証大師以下

1459 「付法藏」以下 1466 末四行迄

1466 末四行—1471迄、及眞言破の要、

1452 「かくの如く」以下

1496 「人王」以下

1500 の「故道善」以下

1509 三秘所示以下

右の如く兩鈔を對照するに、其所明に於て、其取材に於て、其論理に於て全く同一である。唯だ前にもいふ如く、文に長短あり、説述に具略前後あるに過ぎない。故に兩鈔は全く軌を一にするものであつて、兩鈔間の所明に甲乙はなないのである。されば報恩鈔を以て人本尊、聖意顯發の書、本尊問答鈔を以て法本尊聖意未顯、權實判の書とすべき理由が成立せぬのである。唯だ本尊義の説述舉証に、迹門の文、涅槃經及天台の法華三昧の文が示されて、壽量神力

の文のないのは、所謂權實相對の故でもなく、淨顯等が密徒だからでもない。全く彼の鈔に示し給ふ意を証するに足るからである。かく觀されば彼の鈔の全篇は通じ得ぬのである。

次に淨顯等が、本化の徒とならず、清澄をも改轉せしめなかつた事をいふであらう。然しそれは聖祖當時の事情を、其後の状態から考へるからで、一宗として獨立した時、即ち宗團的意識の成立時のまゝを、未成立時の當時に當てはめることが失當なのである。聖祖は、慈覺、智証を破された。弘法大師を強折された。法然、善導は破された。然し淨顯等に「清澄御房」たる事を止めよとはいはれぬ。此の一事、以て當時の凡てを解決すると思ふのである。淨顯等は、慈覺等によつて混亂され墮落され、謗法化された天台宗からは離れやう。然し傳教大師の意志のまゝの法華宗に復歸しやうとしたであらう。此れが報恩鈔の示す所でもある。故に彼等は、聖祖から天台傳教未弘の法ありとは示された。然しそれは内鑿冷然であつて、聖祖のいはるゝのが、眞の傳教の本意であるから、その様に清澄を純化しやうと努めたであらうが、それ以上、此を所謂本化妙宗の寺にしやうとは考へなかつたであらうと思ふ。此の點は、聖祖の御意志をつきとめて行けば、當然日蓮宗が成立せねばならぬが、聖祖の當時にあつては其所迄進んでゐない。又信徒の多くもそふ迄考へ及んでゐなかつたらうと思ふ。淨顯等は確かにそふであつたと思ふのである。此の事は、又與ふる者と、受け取る者との氣持、意氣の差でもあり、當時の者と、後の者との觀方、考へ方、進み方の差でもある。であるから、是等を考慮せずに、其後の事情から、初めの情勢を速斷してはならない。而も傳ふる所では、聖祖の法衣は天台等の凡僧型であつたといふではないか。それだけでも、淨顯等がいかに聖祖を觀たか、其山をいかにしやうと考へたかが解らう。故に寺の改宗や、自身の轉衣の有無を以て、直に當時の人々を斷定してはならぬのである。尤も淨顯は、後日仲と稱したとの傳説があるが、私は信ぜぬ。

要之淨顯に對する輝師の論評は當を得ぬといふことで、寧ろ吾等は、御書があるがまゝに受取つて、彼は純信な人であり、大事の天尊を授與された人であり、三大秘法の(報恩抄をさす) 教示にあづかつた人である、ことを知らねばならぬ。従つて本尊問答鈔も、初めから、成心的な意志で拜すべきではない、と思ふのである。

かくいふと、然らば聖祖の本尊の主體如何の質問が出るであらふ。それは今の問題ではない。私は輝師の如き觀方をする事がよくないといふたのであつて、今輝師の本尊説を論評し、進んで聖祖の本尊義を説かんとするものではない。然し私のいふ事によつて、輝師の本尊の立論に影響あるは當然である。然しそれが輝師の本尊説の根本に觸れるか否かは別個の問題である。そふした事は今の議ではない。

七、結 語

單篇にまとめる心算であつたが、思はず長くなつてしまつた。其所論に意のつくさぬ事が多々あると思ふ。特に御書に就ての私見は、研究の道程にあるだけに、甚だ意の通ぜざるものあるばかりか、反て聖筆を汚すものなきやを思ふのである。謹で大方の示教を乞ふ。

猶淨顯等の信仰以下の項には、一々祖文を引用する筈であつたが、與へられた紙數も遂に超過したので、唯だ縮冊頁數を記すに止めた。讀者の諒恕を乞ふ。

(昭和十三、七、)